

Ⅱ-5. 剰余金処分

(単位：円)

科 目	金 額
I. 当期未処分剰余金	2,906,670
Ⅱ. 次期繰越剰余金	2,906,670

以上のとおり提案いたします。

(補足説明)

1. 当期未処分剰余金全額を次期に繰り越すことを提案します。
2. 2023年度は経常剰余金がマイナスであったため、生協法第51条の4が定めている教育事業繰越金は0円となります。

(参考) 準備金および積立金の状況

法定準備金は496万円と、会員出資金総額987万円の2分の1を超えています。

経営安定化積立金は、会員生協のやむを得ない事情により、会費減額や会費を納めることができない場合における県連業務の継続を目的に積み立てています。理事会で議決した上限金額2,000万円のところ1,600万円となっています。

災害等リスク対応積立金は、首都直下型の大規模地震や風水害による災害、災害以外のリスクへの対応を目的に積み立てています。理事会で議決した上限金額800万円のところ、上限の800万円となっています。

周年事業積立金は創立60周年の記念事業費を執行することを目的に積み立てています。理事会で議決した上限金額400万円のところ、上限の400万円となっています。

第1号議案(2023年度事業活動報告、決算報告、剰余金処分案決定の件)を以上のとおり提案いたします。本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正は理事会にご一任ください。